

総合評価方式競争入札について

公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者の決定が急増しています。これにより、公共工事の品質の低下を招くことが懸念されていました。

このため、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質で総合的に優れた調達を実現することが必要です。

この基本的な理念を具体化するものが「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価方式です。

二本松市においても、価格と品質両方が優れた社会資本サービスをより一層提供するため、平成20年度から総合評価方式による制限付一般競争入札を試行します。

1 総合評価方式のメリット

総合評価方式には具体的に次のようなメリットがあります。

- ① 価格と品質が総合的に優れた調達を行うことにより、優良な社会資本整備を行うことが可能となります。
- ② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができます。
- ③ 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。
- ④ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。
- ⑤ 総合評価方式の活用により、地域建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図られ、納税者の理解を促進します。

2 総合評価方式の種類

総合評価方式には技術的能力の評価項目の違いにより、特別簡易型、簡易型、標準型及び高度技術提案型の4種類があります。二本松市は、これらのうち特別簡易型又は簡易型による総合評価方式の制限付一般競争入札を実施します。

【特別簡易型】

技術的工夫の余地が特に小さい工事に適用します。施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価します。

【簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事に適用します。特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価します。

また、必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行います。

【標準型】

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式です。

発注者が示す標準的な仕様に対し、環境の維持や交通の確保、特別な安全対策等といった社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用される方式です。

【高度技術提案型】

技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術提案を要する工事に適用される方式です。

社会的要請の高い特定の課題について構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用される方式です。

評価項目の例としては、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等があります。

3 総合評価方式の試行

総合評価方式は、二本松市総合評価方式試行要綱により試行的に実施し、全て制限付一般競争入札で行います。

4 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち最も評価値が高い者を落札候補者とします。最高評価値の者が複数いる場合は「くじ」により落札候補者を決定します。

なお、落札者については、入札参加資格確認後、決定します。

また、落札者決定に際し、学識経験者の意見を聴く場合もあります。

【低入札の取り扱い】

総合評価方式による入札は、最低制限価格を設けません。なお、過度のダンピング受注を防止するため、価格評価基準値を設定します。詳細については、後述の【価格評価点の算出方法】を参照して下さい。

【評価値の算出方法】

落札の決定基準となる評価値は、入札価格に基づいて算出した価格評価点と入札者の技術資料等に基づき算出した技術評価点の合計になります。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

【価格評価点の算出方法】

価格評価点は、入札者の入札価格に基づき次の算定式により算出します。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配点}^2 \times (1 - A^2 \div X^2))^{1/2} \quad (\text{小数点第2位四捨五入})$$

ここで、

$$A = \text{入札価格} \div \text{入札書比較価格}^* - X$$

※入札書比較価格とは、予定価格から消費税及び地方消費税を差し引いた価格

$$X = \text{価格評価基準値} \quad (\text{入札ごとに} 0.5 \text{ から} 1 \text{ の間で設定})$$

なお、計算の過程で生じる小数点以下はその都度第9位で四捨五入を行います。

〔試算例〕

- ・ 価格評価点の配点 = 70点（入札ごとに設定）
- ・ 価格評価基準値 = 0.7（入札ごとに設定、非公表）
- ・ 入札書比較価格 = 100,000,000円
- ・ 入札価格 = 80,000,000円 の場合

$$A = 80,000,000 \div 100,000,000 - 0.7 = 0.1$$

$$1 - A^2 \div X^2 = 1 - (0.01 \div 0.49) = 0.97959184$$

$$\text{価格評価点の配点}^2 \times (1 - A^2 \div X^2) = 70^2 \times 0.97959184 = 4800.000016$$

4800.000016の平方根が価格評価点となり、

$$\text{価格評価点} = \underline{\underline{69.3}} \quad (\text{小数点第2位四捨五入})$$

【価格評価基準値】

価格評価基準値とは、入札価格÷予定価格がある一定数値以下となる場合、価格評価点は全て一律の点数として評価するための基準とする値です。

価格評価基準値は、入札ごとに0.5から1の間で設定し、非公表とします。

【技術評価点の算出方法】

技術評価点は、入札者の技術資料等により、別記1または別記2に示す評価項目及び評価基準に基づいた評点の合計より、次の算定式により算出します。

$$\text{技術評価点} = \text{技術評価点の配点} \times (\text{評点の合計} \div \text{各評価項目の配点合計})$$

なお、技術評価は、市職員で構成される「総合評価技術審査会」において公平公正に

行います。

また、評価項目及び評価基準は、学識経験者の意見を基に入札ごとに設定します。

〔試算例〕

・技術評価点の配点＝30点満点（入札ごとに設定）

・各評価項目の配点合計＝80点満点（入札ごとに設定）

・当該入札者の評点＝55点 の場合

$$30 \times (55 \div 80) = 20.625$$

技術評価点＝20.6（小数点第2位四捨五入）

【落札者決定基準】

価格と技術の両面から市にとって最も有利な調達をするための基準であり、その基準は、学識経験者の意見を参考に入札ごとに設定します。

【学識経験者】

総合評価方式において、価格と品質で総合的に最も優れた調達を実現する観点から中立的な立場に立って判断することができる者をいいます。

学識経験者の一例としては、大学又は工業高等専門学校教職員、国土交通省の職員、都道府県、他の市区町村の土木部局の職員及び試験研究機関の研究員などが挙げられます。

総合評価方式では、落札決定における発注者の恣意性を排除するため、次の事項を決定する際には、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴くことが法令で義務付けられています。

① 落札者決定基準を定めようとするとき

② 落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするとき

（ただし、①の意見聴取の際に、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に限り。）

5 入札参加手続き

制限付一般競争入札参加申込書及び宣誓書の提出の際に、企業の技術力等の技術資料を添えて、公告した提出期限までに提出します。

【必要書類等】

- ・制限付一般競争入札参加申込書
- ・宣誓書
- ・技術資料

簡易な施工計画書（簡易型の場合のみ）

同種・類似工事の施工実績

- 配置予定技術者の資格、施工経験
- 除雪作業受託等の実績
- 二本松市在住職員一覧
- ボランティア活動実績
- ・その他入札公告で提出を求める書類

※ 総合評価方式に係る必要書類の作成に要する費用は、全て入札参加者の負担となります。

※ 提出された書類は、当該入札における落札者を決定するための目的以外には使用いたしません。

6 配置予定技術者に関する留意事項

【配置予定技術者に対するヒアリング】

簡易型で発注した場合、当該工事の理解度等を審査するため配置予定技術者のヒアリングを実施することがあります。ヒアリングを実施する場合、正当な理由なく欠席したときは当該入札について失格となる場合がありますので、必ず出席するようにして下さい。

なお、ヒアリングを実施する工事については入札公告に記載し、日程等の詳細については対象者に連絡します。

【配置予定技術者の変更取扱について】

配置予定技術者については、一部の理由を除き変更は認めていません。

ただし、総合評価方式は、入札公告から落札者決定までかなりの日数を要することから、以下の事項全てを満たす場合は、落札者決定後であっても当該工事における技術者の変更を認めます。

- ・ 申出日が落札者決定後又は契約締結後で、かつ、契約書記載の着工日から14日以内であること
- ・ 技術者に対する評価点数が当初配置予定の技術者と同点以上であること
- ・ 技術者を変更しても市が不利益にならないことが明らかであること

なお、通常の制限付一般競争入札においては、従来どおり技術者の変更は原則認めませんのでご注意ください。

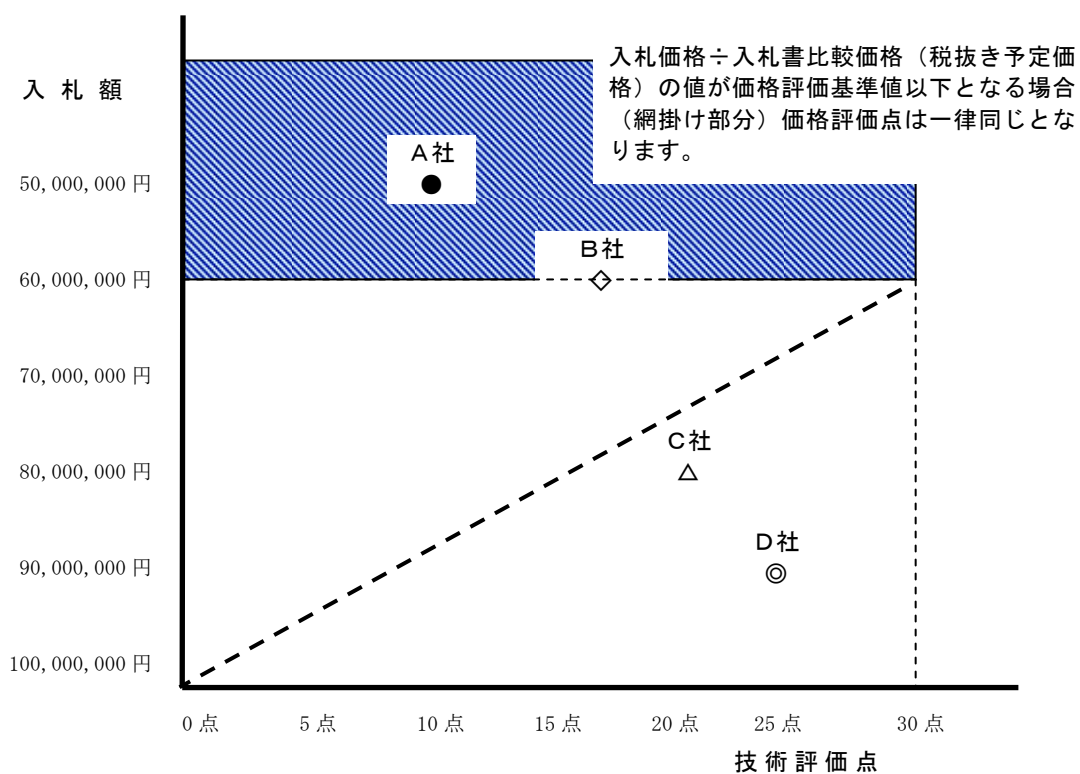
7 総合評価方式の落札イメージ

道路改良工事（予定価格：105,000,000 円、入札書比較価格：100,000,000 円）

評価点の配点（価格評価点：70 点、技術評価点：30 点）

価格評価基準値（0.6 ※本来非公表）

の場合



	A 社	B 社	C 社	D
入札価格	50,000,000 円	60,000,000 円	80,000,000 円	90,000,000 円
価格評価点	70.0 点	70.0 点	66.0 点	60.6 点
技術評価点	10.0 点	16.0 点	21.0 点	25.0 点
評定値	80.0 点	86.0 点	87.0 点	85.6 点
落札順位	第 4 位	第 2 位	第 1 位	第 3 位

別記 1 評価項目及び評価基準：簡易型

評価項目	評価基準
①簡易な施工計画 別途評価項目により評価する。	別途評価基準により評価する。
②工事成績評定 審査基準日の属する年度の直前2年間に竣工した二本松市発注工事の工事成績評定点（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値（小数点以下切捨て）により評価する。なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	75点以上 65点超 75点未満 65点以下
③同種・類似工事の施工実績 審査基準日から起算して過去10年間に完成した同種・類似工事の元請けとして施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	二本松市、福島県又は国発注工事の実績有り 福島県内の他の市町村発注工事の実績有り その他公共発注機関で実績有り 実績無し
④優良建設工事表彰の実績 審査基準日の属する年度の前年又は前々年度における二本松市優良建設工事表彰（当該総合評価方式試行工事と同一工種の表彰に限る。）の実績により評価する。	実績あり 実績なし
⑤不良工事の施工実績 審査基準日の属する年度の直前2年間に竣工した二本松市発注工事における不良工事（工事成績評定点が60点未満）の実績（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）により評価する。	実績なし 過去2年間に1件の実績あり 過去1年以内に1件以上、又は過去2年間に2件以上の実績あり
⑥監督処分等の実績 審査基準日から起算して過去2年間における建設業法に基づく指示処分又は営業処分、競争参加資格の認定取消、入札参加資格制限措置の実績により評価する。	監督処分等の実績なし 建設業法に基づく指示処分の実績あり 建設業法に基づく営業処分、競争参加資格の認定取消、入札参加資格制限措置のいずれかの実績あり
⑦ISO認証取得の有無 審査基準日におけるISO9001又はISO14001の認証取得の有無により評価する。	ISO9001及びISO14001の認証取得有り ISO9001もしくはISO14001のいずれかの認証取得有り 認証取得なし
⑧配置予定技術者の資格 対象工事に配置する予定の監理（主任）技術者の保有資格により評価する。	1級技術者資格（施工管理技士、建築士、技術士他）あり 2級技術者資格（施工管理技士、建築士他）あり その他の技術者資格（電気主任技術者他）

評価項目	評価基準
⑨配置予定技術者の施工実績 対象工事に配置する予定の監理（主任）技術者が、審査基準日から起算して過去１０年間に完成した同種・類似工事の監理（主任）技術者として施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	複数の実績あり、又は二本松市における実績あり
	他公共発注機関における実績あり
	実績なし
⑩配置予定技術者へのヒアリング 別途評価項目により評価する。	別途評価基準により評価する。
⑪市内在住職員の割合 審査基準日における二本松市内在住の職員（直接雇用であり、審査基準日以前に継続して３か月以上の雇用関係にある者。）数の割合を評価する。	５０％以上
	３０％以上５０％未満
	３０％未満
⑫災害時応急対策支援協定の締結の有無 審査基準日における二本松市との災害時応急対策支援協定の締結の有無により評価する。	企業単独又は加盟する協会・組合において協定締結の実績あり
	協定締結の実績なし
⑬除雪作業受託等の実績 審査基準日の属する年度の前年度における除雪作業受託の実績により評価する。 なお、水道施設工事及び管工事については、除雪作業受託を修繕当番受託に置き換えて評価する。	二本松市における受託実績あり
	受託実績なし
⑭ボランティア活動の実績 審査基準日の属する年度の前年度又は前々年度におけるボランティア活動に係る実績により評価する。	実績あり
	実績なし

注１：審査基準日は、当該工事の入札公告日とする。

注２：公共発注機関とは、国、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）とする。

注３：ＩＳＯの認証取得（評価項目⑦）については、対象業務を建設工事とし、（財）日本適合性認定協会（ＪＡＢ）又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

注４：配置予定技術者へのヒアリング（評価項目⑩）は必要に応じ実施するものとし、ヒアリングを実施しない場合、配点の合計は９０点とする。

注５：除雪作業受託等の実績（評価項目⑬）については、出勤実績に関わらず受託契約の締結があれば実績として認める。

注６：ボランティア活動の実績（評価項目⑭）については、会社として行っているボランティア活動を対象とする。職制を離れ、個人として参加したボランティア活動は対象外とする。

別記2 評価項目及び評価基準：特別簡易型

評価項目	評価基準
①工事成績評定 審査基準日の属する年度の直前2年間に竣工した二本松市発注工事の工事成績評定点（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値（小数点以下切捨て）により評価する。なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	75点以上
	65点超 75点未満
	65点以下
②同種・類似工事の施工実績 審査基準日から起算して過去10年間に完成した同種・類似工事の元請けとして施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	二本松市、福島県又は国発注工事の実績有り
	福島県内の他の市町村発注工事の実績有り
	その他公共発注機関で実績有り
	実績無し
③優良建設工事表彰の実績 審査基準日の属する年度の前年又は前々年度における二本松市優良建設工事表彰（当該総合評価方式試行工事と同一工種の表彰に限る。）の実績により評価する。	実績あり
	実績なし
④不良工事の施工実績 審査基準日の属する年度の直前2年間に竣工した二本松市発注工事における不良工事（工事成績評定点が60点未満）の実績（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）により評価する。	実績なし
	過去2年間に1件の実績あり
	過去1年以内に1件以上、又は過去2年間に2件以上の実績あり
⑤監督処分等の実績 審査基準日から起算して過去2年間における建設業法に基づく指示処分又は営業処分、競争参加資格の認定取消、入札参加資格制限措置の実績により評価する。	監督処分等の実績なし
	建設業法に基づく指示処分の実績あり
	建設業法に基づく営業処分、競争参加資格の認定取消、入札参加資格制限措置のいずれかの実績あり
⑥ISO認証取得の有無 審査基準日におけるISO9001又はISO14001の認証取得の有無により評価する。	ISO9001及びISO14001の認証取得有り
	ISO9001もしくはISO14001のいずれかの認証取得有り
	認証取得なし
⑦配置予定技術者の資格 対象工事に配置する予定の監理（主任）技術者の保有資格により評価する。	1級技術者資格（施工管理技士、建築士、技術士他）あり
	2級技術者資格（施工管理技士、建築士他）あり
	その他の技術者資格（電気主任技術者他）
⑧配置予定技術者の施工実績 対象工事に配置する予定の監理（主任）技術者が、審査基準日から起算して過去10年間に完成した同種・類似工事の監理（主任）技術者として施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	複数の実績あり、又は二本松市における実績あり
	他公共発注機関における実績あり
	実績なし

評価項目	評価基準
⑨災害時応急対策支援協定の締結の有無 審査基準日における二本松市との災害時応急対策支援協定の締結の有無により評価する。	企業単独又は加盟する協会・組合において協定締結の実績あり
	協定締結の実績なし
⑩除雪作業受託等の実績 審査基準日の属する年度の前年度における除雪作業受託の実績により評価する。 なお、水道施設工事及び管工事については、除雪作業受託を修繕当番受託に置き換えて評価する。	二本松市における受託実績あり
	受託実績なし
⑪ボランティア活動の実績 審査基準日の属する年度の前年度又は前々年度におけるボランティア活動に係る実績により評価する。	実績あり
	実績なし

注1：審査基準日は、当該工事の入札公告日とする。

注2：公共発注機関とは、国、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）とする。

注3：ISOの認証取得（評価項目⑥）については、対象業務を建設工事とし、（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

注4：除雪作業受託等の実績（評価項目⑩）については、出勤実績に関わらず受託契約の締結があれば実績として認める。

注5：ボランティア活動の実績（評価項目⑪）については、会社として行っているボランティア活動を対象とする。職制を離れ、個人として参加したボランティア活動は対象外とする。